計量業務概要
（平成 29 年度）

那覇市市民文化部
市民生活安全課

平成 30 年 6 月

目次

Ⅰ　那覇市の概要　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2
1　市勢概要　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2
2　計量行政の沿革　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2
3　組織と職員　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2

Ⅱ　事業費（決算額）　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3
1　歳入　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3
2　歳出　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3

Ⅲ　事業概要　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4
1　特定計量器定期検査　・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4
(1)　定期検査実績　・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4
定期検査に使用する証紙　・・・・・・・・・・ 5
(2)　定期検査に代わる計量士による検査実績　・・ 5
計量士名簿　・・ 6
(3)　平成 29 年度　器種別検査実績　・・・・・・・ 6

2　立入検査　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 8
(1)　商品量目立入検査　・・・・・・・・・・・・・・ 8
a　商品量目立入検査実績　・・・・・・・・ 8
b　平成 29 年度　量目検査実績　・・・・・・ 9
(2)　特定計量器立入検査　・・・・・・・・・・・・・ 10
a　メーター立入検査実績　・・・・・・・・ 10
b　平成 29 年度　メーター立入検査実績　・ 11

3　普及啓発事業　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 11
(1)　パネル展　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 11
(2)　計量記念日事業　・・・・・・・・・・・・・・・・ 12

Ⅳ　検査器具　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 13

Ⅴ　はかり定期検査等の手数料　・・・・・・・・・・・・・・ 14

Ⅰ　那覇市の概要

１．市勢概要

（１）面　　積		39.98k ㎡	（平成 29 年 10 月　1 日現在）
（２）世 帯 数		149,304 世帯	（平成 29 年　3 月 31 日現在）
（３）人　　口		323,309 人	（平成 29 年　3 月 31 日現在）
	男	156,740 人	
	女	166,569 人	
（４）商 店 数		3,041 店	（平成 26 年　7 月　1 日現在 商業統計調査）
（５）事業所数		17,995 事業所	（平成 26 年　7 月　1 日現在 経済センサス - 基礎調査）

２．計量行政の沿革

1921 年（大正 10 年）　5 月 20 日	那覇区・首里区に市制施行
1951 年（昭和 26 年）　6 月　7 日	計量法公布（昭和 26 年法律第 207 号）
1953 年（昭和 28 年）11 月 27 日	琉球計量法の公布
1972 年（昭和 47 年）　5 月 15 日	計量法適用（復帰特別措置法の規定による）
1992 年（平成　4 年）　5 月 20 日	新計量法公布（平成 4 年法律第 51 号）
1993 年（平成　5 年）11 月　1 日	新計量法施行
2013 年（平成 25 年）　4 月　1 日	中核市に移行したことにより、計量法に基づく業務の一部を沖縄県から移譲 那覇市計量法関係手数料条例施行

３．組織と職員

（平成 29 年 4 月 1 日現在）

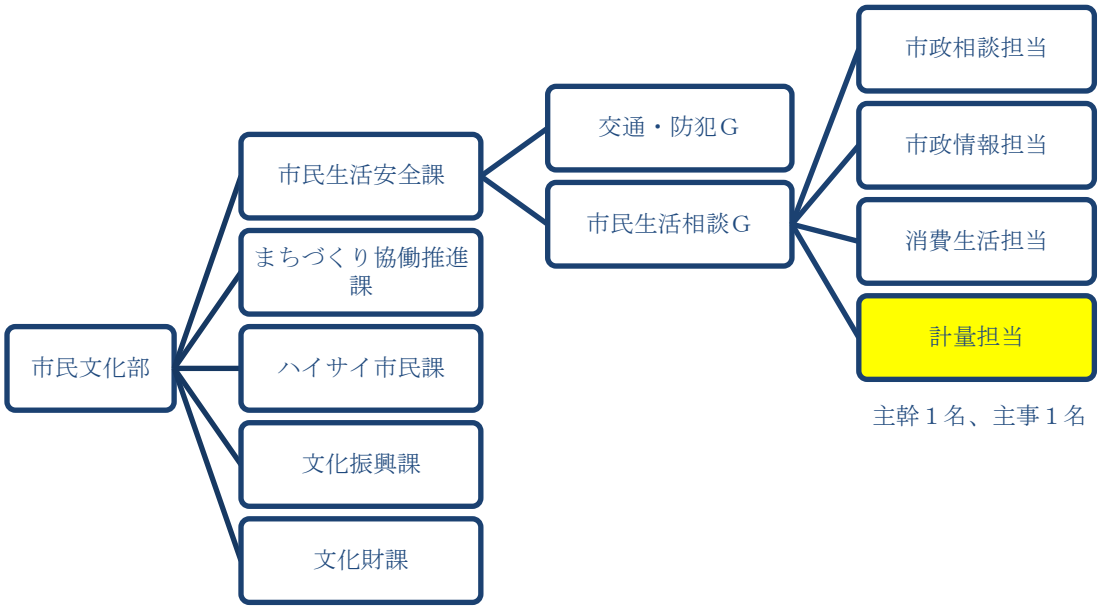

Ⅱ　事業費（決算額）

１．　歳入

（単位：円）

科目	H25	H26	H27	H28	H29
定期検査手数料	46, 830	0	110, 050	0	107, 800

２．　歳出

（単位：円）

科目	H25	H26	H27	H28	H29
職員手当等	31, 820	49, 653	53, 410	57, 543	58, 701
旅費	50, 040	240, 120	188, 360	0	0
需用費	393, 150	36, 742	133, 024	80, 920	62, 818
委託料	577, 500	0	484, 920	0	421, 200
使用料及び賃借料	47, 670	15, 140	6, 970	16, 840	10, 450
負担金、補助及び交付金	23, 000	23, 000	18, 000	18, 000	20, 000
計	1, 123, 180	364, 655	884, 684	173, 303	573, 169

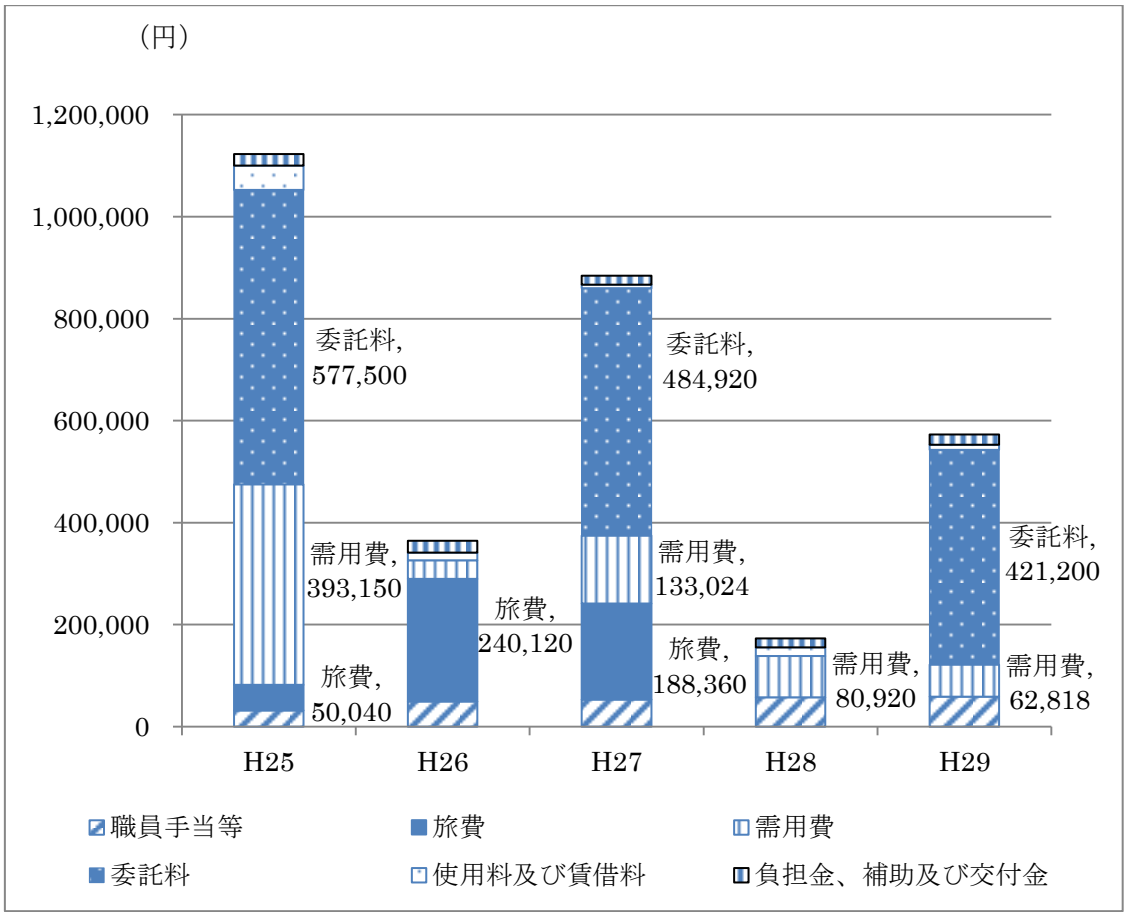

Ⅲ　事業概要

１．　特定計量器定期検査

適正な計量の実施を確保するため、食料品店、商店、学校及び病院等で取引や証明に使用される特定計量器（はかり）について、計量法第 19 条の規定に基づき 2 年に 1 回奇数年度に定期検査を実施しています。

取引や証明に使用される特定計量器の使用者は、市が行う定期検査を受検しなければなりません。また、計量法第 25 条の規定により、定期検査に代わる計量士による検査も行われています。

(1)　定期検査実績

	H25	H26	H27	H28	H29
検査事業所数	56	0	110	0	79
検 査 個 数	110	0	167	0	122
不合格個数	0	0	5	0	11
不 合 格 率	0.0%	0.0%	3.0%	0.0%	9.0%

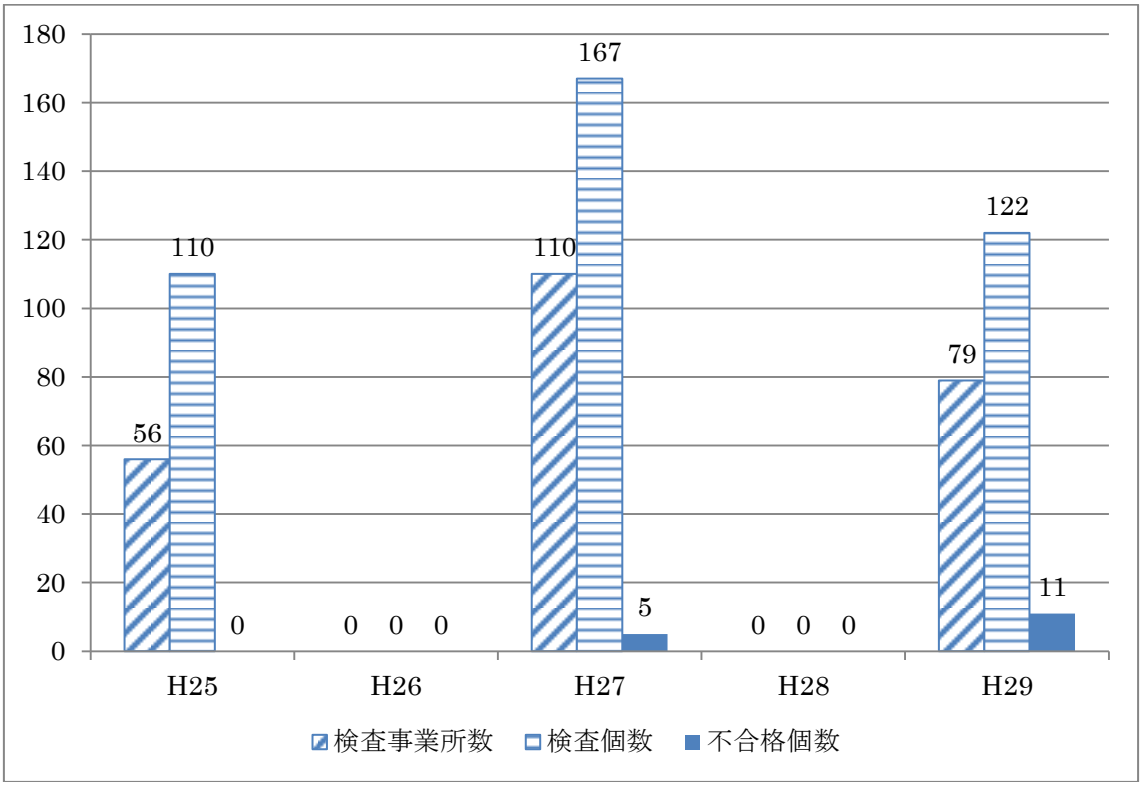

定期検査に使用する証紙

種別	合格シール	使用禁止シール
サイズ	直径 4.0 cm	縦 5.5 cm×横 4.0 cm
見本		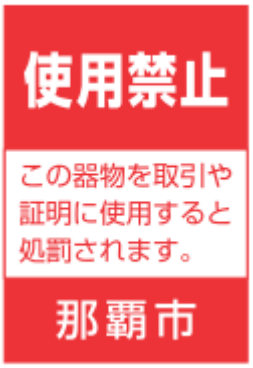

(2)　定期検査に代わる計量士による検査実績

	H25	H26	H27	H28	H29
検査事業所数	不明	252	501	244	534
検 査 個 数	1,753	633	1,431	637	1,457
不合格個数	0	8	2	2	10
不 合 格 率	0.0%	1.3%	0.1%	0.3%	0.7%

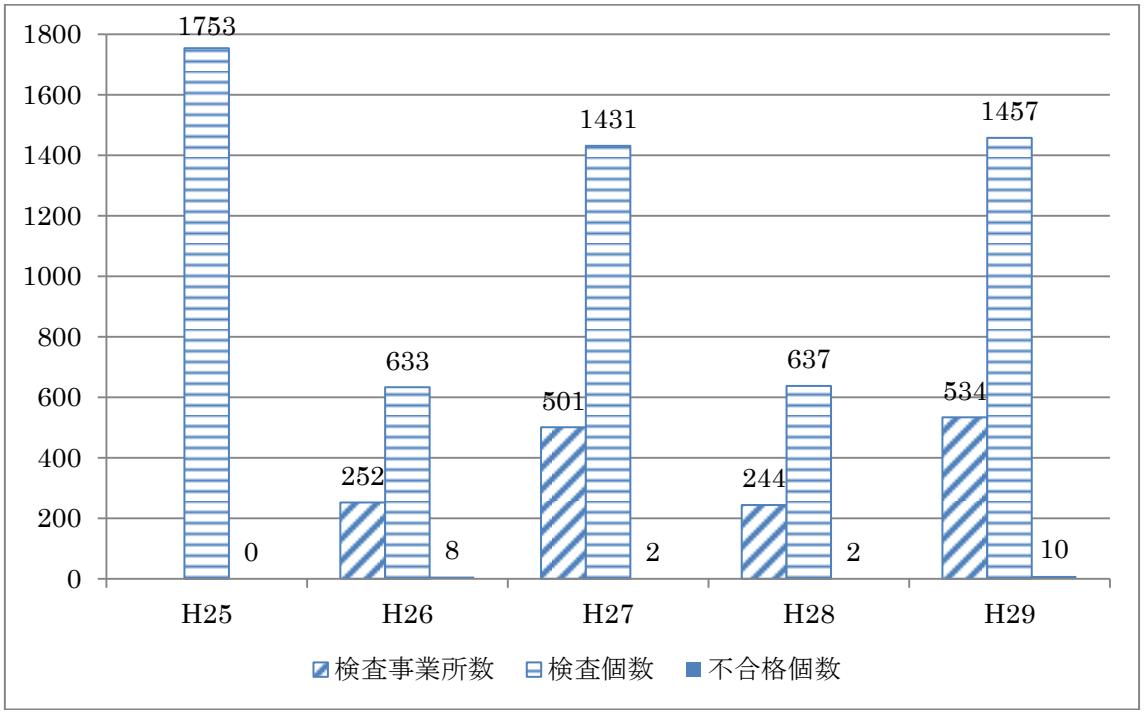

計量士名簿（平成 28 年 9 月 1 日現在）

計量士	登録番号	事業所名	住所
白川 忠一	7001	沖縄計量器 株式会社	那覇市松川 375-2
照屋 寛俊	12911	株式会社 国際重機	那覇市字安謝 653
儀間 徳一	7000	有限会社 共和サプライ	那覇市首里儀保町 4-101-503
翁長 良樹	13395	有限会社 沖縄メンテナンス	島尻郡八重瀬町字後原 1169-1
上江洲 直	12368	有限会社 サンテクノ	うるま市字塩屋 289-1
上江洲 直人	13484		
上江洲 智志	13571		
高橋 正寿	8798	メジャーサポートうちなー	うるま市兼箇段 1754-102
仲里 光秀	11153	仲里計量士事務所	浦添市大平 3-10-14

(3)　平成 29 年度　器種別検査実績

器種	定期検査分		定期検査に代わる計量士による検査	
	検査個数	不合格個数	検査個数	不合格個数
電気式はかり	56	4	986	4
手動天びん	0	0	1	0
等比皿手動はかり	0	0	1	0
棒はかり	0	0	0	0
その他の手動はかり	0	0	6	0
ばね式指示はかり	52	7	457	5
手動指示併用はかり	4	0	6	1
その他の指示はかり	0	0	0	0
分銅	10	0	0	0
定量おもり	0	0	0	0
定量増おもり	0	0	0	0
合計	122	11	1,457	10

電気抵抗線式はかり

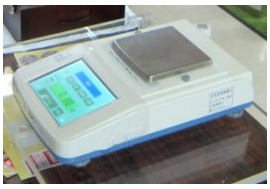

ばね式はかり

手動指示併用はかり

平成29年度　定期検査

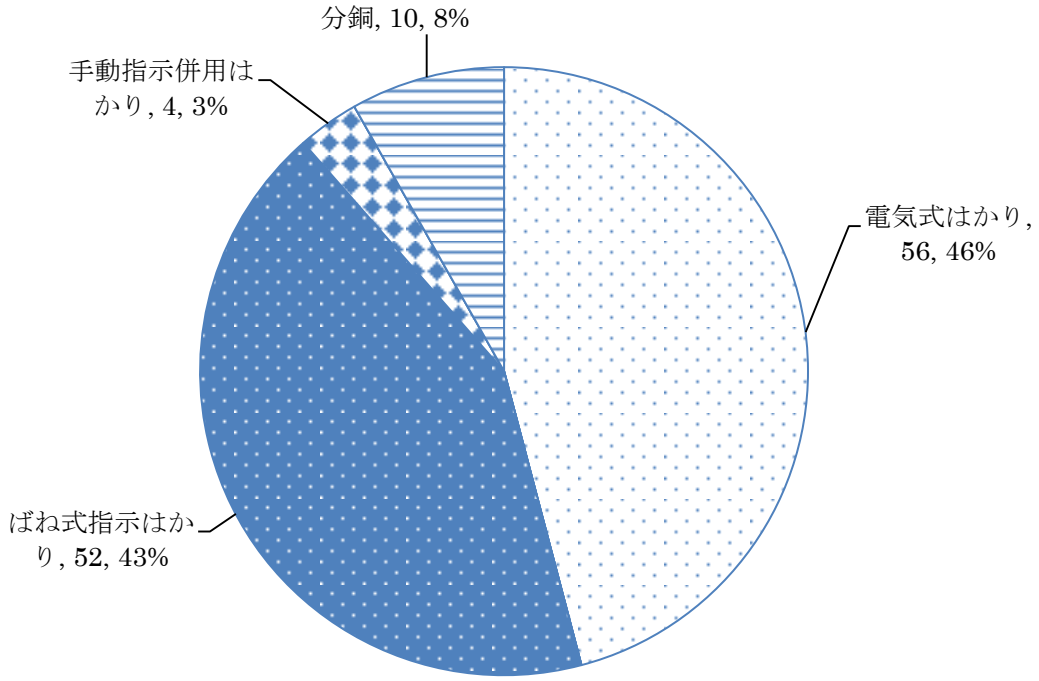

平成29年度
定期検査に代わる計量士による検査

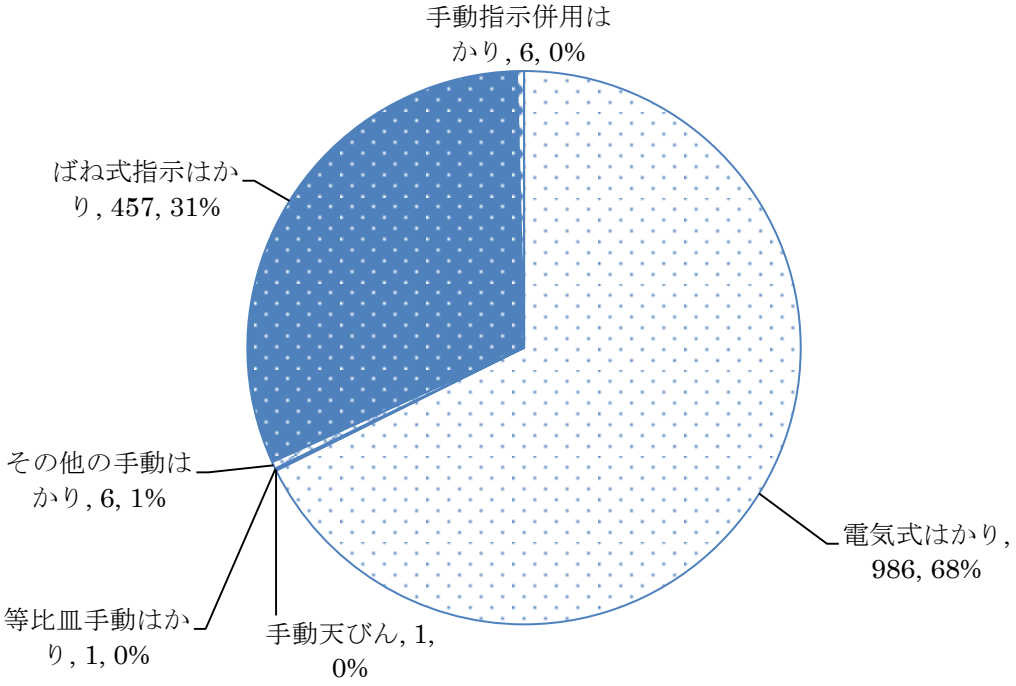

２．　立入検査

適正な計量の実施を確保するため、計量法第 148 条の規定により、スーパーや事業所等に立ち入り、店舗内で包装した特定商品の量目（内容量）検査や、特定計量器の検定証印の有無、構造検査、器差検査を実施し、有効期限も併せて確認します。

（１）　商品量目立入検査

全国計量行政会議適正計量委員会が作成した「全国一斉商品量目立入検査の実施計画」に基づき、商品の流通が盛んになる中元時期及び年末年始時期に特定商品を計量販売しているデパート、スーパー等へ立ち入り、商品（食肉・鮮魚・野菜・調理食品）の内容量が正確に計量、風袋引きされているか、量り売りに使用している計量器が正しく使用されているか抜き打ち検査を実施しました。

※風袋とは、パック商品のトレイやラップなどの包装、吸い取り紙、ワサビやたれ等の添え物などです。

a.　商品量目立入検査実績

	H25	H26	H27	H28	H29
検　査　日　数	10	17	14	17	15
検査事業所数	10	26	24	28	27
検　査　個　数	497	1,332	1,300	1490	1,397
不 適 正 個 数	10	58	36	93	25
不　適　正　率	2.0%	4.4%	2.8%	6.2%	1.8%
口　頭　指　導	2	8	8	10	3
文　書　指　導	0	5	1	7	1
勧　　告	0	0	0	0	0

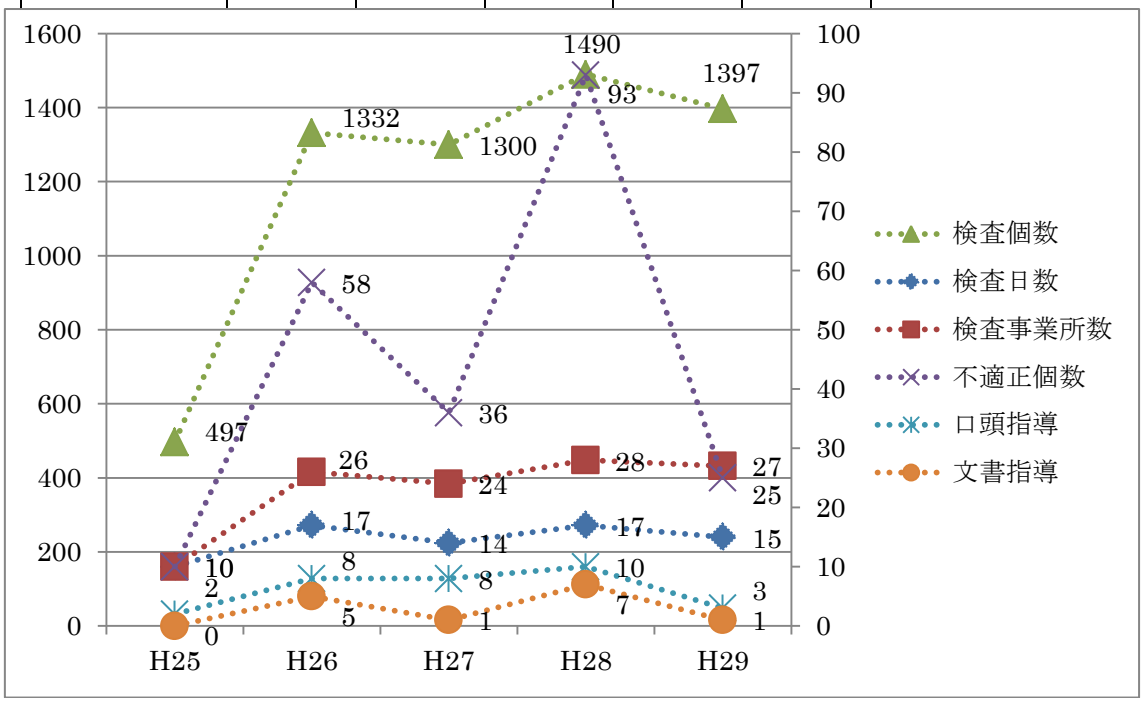

b.　平成 29 年度　量目検査実績

分類	時期	検査戸数	不適正戸数	検査個数	過量個数	正量個数	不足個数	不足率
食肉	前　　期	17	0	235	1	234	0	0.0%
	後　　期	18	1	175	1	173	1	0.6%
	小　　計	35	1	410	2	407	1	0.2%
鮮魚	前　　期	18	2	210	2	198	10	4.8%
	後　　期	16	0	145	0	145	0	0.0%
	小　　計	34	2	355	2	343	10	2.8%
野菜	前　　期	14	0	145	0	145	0	0.0%
	後　　期	12	1	125	0	122	3	2.4%
	小　　計	26	1	270	0	267	3	1.1%
果実	前　　期	1	0	5	0	5	0	0.0%
	後　　期	3	0	15	0	15	0	0.0%
	小　　計	4	0	20	0	20	0	0.0%
調理食品	前　　期	14	2	202	0	191	11	5.4%
	後　　期	12	0	140	1	139	0	0.0%
	小　　計	26	2	342	1	330	11	3.2%
	合　　計	125	6	1,397	5	1,367	25	1.8%

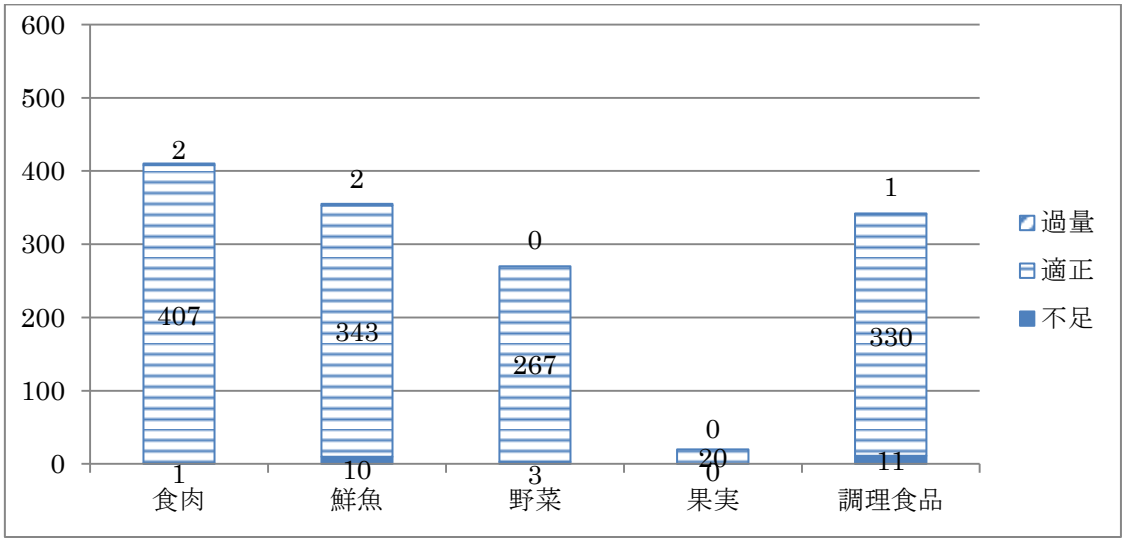

（２） 特定計量器立入検査

事業所等に立入り、電気・水道・ガスメーターの有効期限、検定証印及び台帳整備状況の確認検査を実施しました。

a. メーター立入検査実績

	H26	H27	H28	H29
検査事業所数	11	24	25	24
台帳検査個数	30,702	121,223	67,495	37,738
現場確認個数	85	630	688	653
台帳不適正個数	30	164	88	92
現場不適正個数	0	39	46	47
台帳不適正率	0.1%	0.1%	0.1%	0.2%
口頭指導	3	2	0	0
文書指導	0	3	4	3
勧告	0	0	0	0

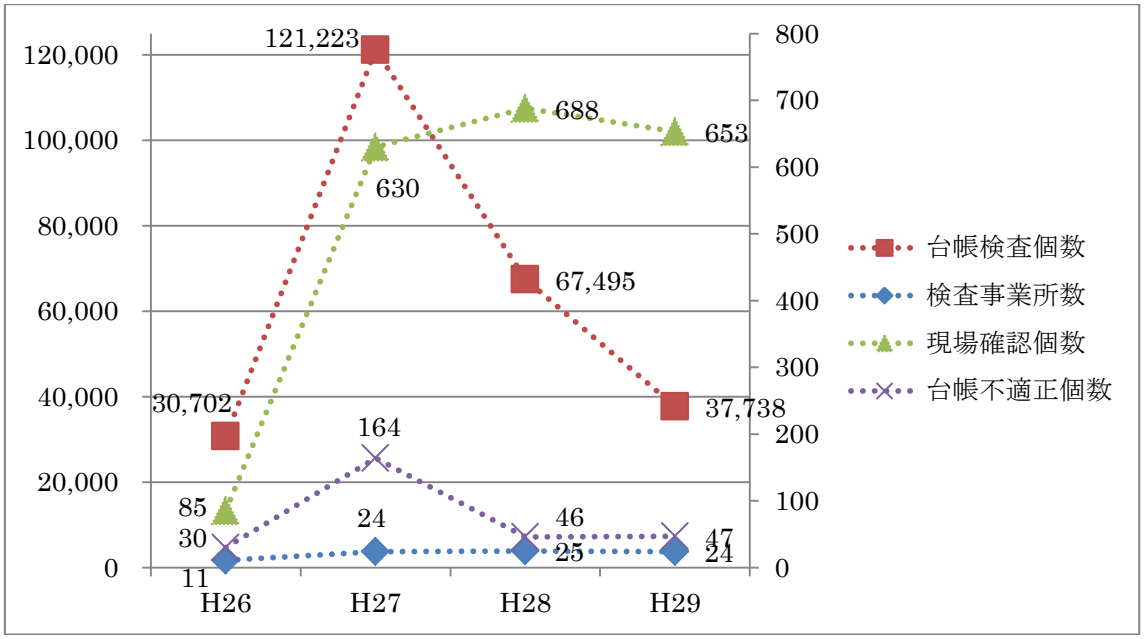

電気メーター

水道メーター

ガスメーター

b.　平成 29 年度　メーター立入検査実績

	検査 事業所数	台帳 検査個数	現場 検査個数	台帳 不適正 個数	現場 不適正 個数	台帳 不適正率
都市ｶﾞｽﾒｰﾀｰ	11	1, 157	207	2	1	0. 2%
石油ｶﾞｽﾒｰﾀｰ	13	33, 202	107	4	0	0. 0%
水 道 ﾒｰﾀｰ	15	3, 254	287	36	20	1. 1%
電 力 量 計	5	125	52	50	26	40. 0%
合　　計	44	37, 738	653	92	47	0. 2%

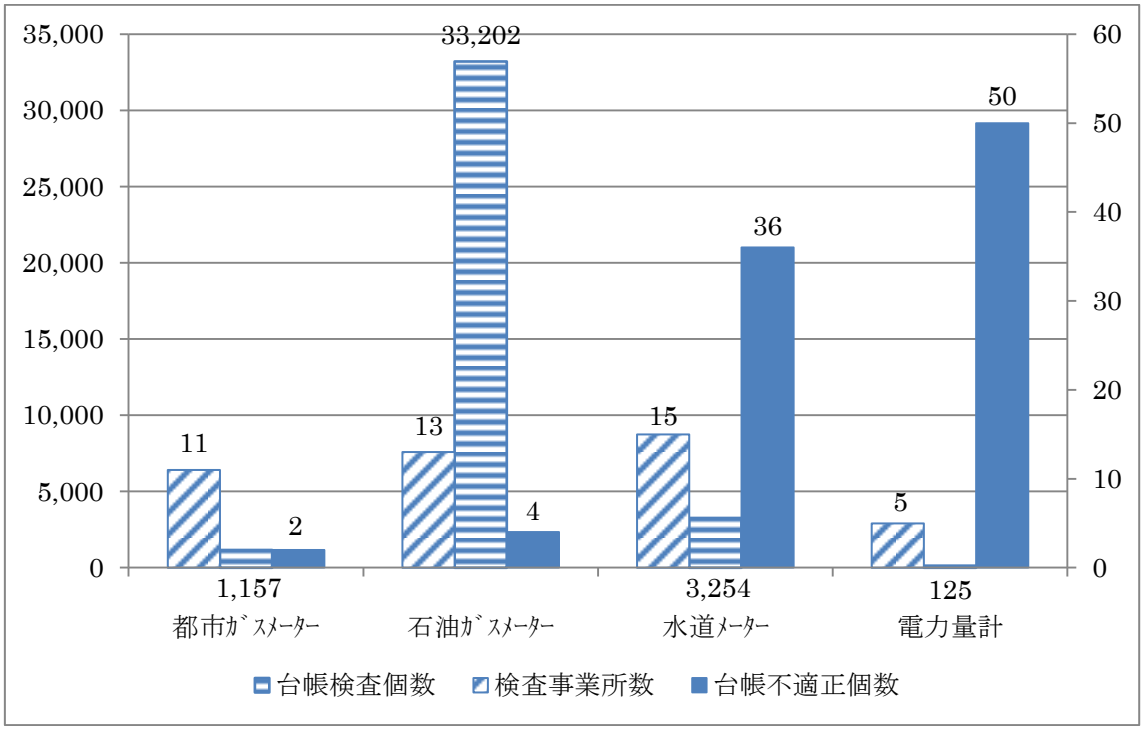

3　普及・啓発事業

（1）　パネル展

11 月の計量強調月間に市役所本庁 1 階展示コーナーにて平成 29 年 11 月 6 日(月)から 11 月 10 日（金）までパネル展を開催しました。

（２） 計量記念日事業

11 月 1 日の計量記念日にちなみ、平成 29 年 11 月 2 日（木）に沖縄県及び沖縄県計量協会の共催、那覇市の協力による「計量のひろば」を開催しました。

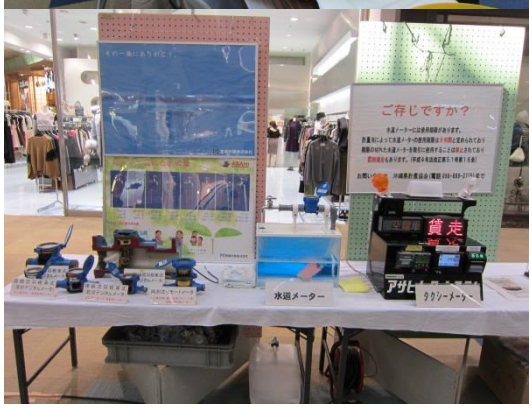

Ⅳ　検査器具

以下の分銅等の検査器具を保有しています。

種類		個数
1級基準分銅	5kｇ	1
	2kｇ	2
	1kｇ	1
	500ｇ	1
	200ｇ	2
	100ｇ	1
	50ｇ	1
	20ｇ	2
	10ｇ	1
	5ｇ	1
	2ｇ	2
	1ｇ	1
	500mｇ	1
	200mｇ	2
	100mｇ	1
	50mｇ	1
	20mｇ	2
	10mｇ	1
	5mｇ	1
	2mｇ	2
	1mｇ	1
小計		28
2級基準分銅	20kｇ	10
	10kｇ	5
	5kｇ	5
	2kｇ	3
	1kｇ	3
	500ｇ	3
小計		29
液体メーター用基準タンク	10Ｌ	1
	5Ｌ	1
小計		2
合計		59

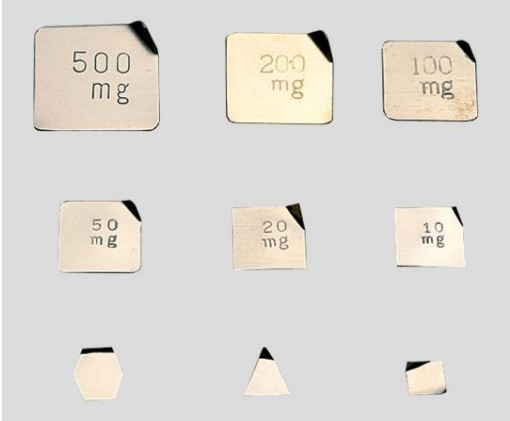

Ⅴ　はかり定期検査等の手数料

那覇市計量法関係手数料条例(平成24年12月28日条例第39号)より抜粋。

別表(第2条関係)

手数料の区分	金額
1　非自動はかり	
(1)　検出部が電気式のもの又は光電式のもの	
ア　ひょう量が100キログラム以下のもの	1,400円
イ　ひょう量が100キログラムを超え250キログラム以下のもの	1,800円
ウ　ひょう量が250キログラムを超え500キログラム以下のもの	2,200円
エ　ひょう量が500キログラムを超え1トン以下のもの	3,100円
(2)　棒はかり又は光電式以外のばね式指示はかりのうち直線目盛のみがあるもの	250円
(3)　前2号に掲げるもの以外のもの	
ア　ひょう量が100キログラム以下のもの	500円
イ　ひょう量が100キログラムを超え250キログラム以下のもの	900円
ウ　ひょう量が250キログラムを超え500キログラム以下のもの	1,500円
エ　ひょう量が500キログラム超え1トン以下のもの	2,100円
オ　ひょう量が1トンを超え2トン以下のもの	3,700円
カ　ひょう量が2トンを超え5トン以下のもの	6,900円
キ　ひょう量が5トンを超え10トン以下のもの	10,700円
ク　ひょう量が10トンを超え20トン以下のもの	15,000円
ケ　ひょう量が20トンを超え30トン以下のもの	19,100円
コ　ひょう量が30トンを超え40トン以下のもの	21,600円
サ　ひょう量が40トンを超え50トン以下のもの	29,800円
シ　ひょう量が50トンを超えるもの	51,200円
2　分銅又は定量おもり若しくは定量増おもり	10円

備考　この表の第1項の非自動はかりについては、最小の目量(隣接する目盛標識のそれぞれが表す物象の状態の量の差をいう。)又は表記された感量(質量計が反応することができる質量の最小の変化をいう。)がひょう量の1万分の1未満のものにあっては、手数料の額は、同項各号に掲げる金額の2倍の額とする。